名称　ナガンヌ島南西方灯標
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の東北東方約六・九キロメートル
北緯　二六―一五―一七
東経　一二七―三一―二九

変更した事項
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の東北東方約六・九キロメートル
北緯　二六―一五―一六
東経　一二七―三一―三〇
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル

変更年月日　平成二十一年五月十七日

○海上保安庁告示第二百七号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域A灯浮標
位置
所在地　関門港若松区新若戸道路工事区域の北北東方約二・四キロメートル（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三―五四―三二
東経　一三〇―四九―〇八

変更年月日　平成二十一年五月二十三日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域B灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・四キロメートル）
北緯　三三―五四―三四
東経　一三〇―四九―〇七

変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三―五四―三二
東経　一三〇―四九―〇五

変更年月日　平成二十一年五月十三日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域C灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三―五四―三三
東経　一三〇―四九―〇九

変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三―五四―三〇
東経　一三〇―四九―一二

変更年月日　平成二十一年五月二十三日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域D灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―一二
東経　一三〇―四九―〇七

変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三三―五四―二九
東経　一三〇―四九―〇四

変更年月日　平成二十一年五月二十三日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域E灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―二四
東経　一三〇―四九―一〇

変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―二一
東経　一三〇―四九―〇九

変更年月日　平成二十一年五月二十三日

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域F灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―二五
東経　一三〇―四九―〇三

変更した事項
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―二三
東経　一三〇―四九―〇六

変更年月日　平成二十一年五月二十三日

○海上保安庁告示第二百八号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　関門港若松区新若戸道路工事区域D灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―一二
東経　一三〇―四九―〇七
撤去年月日　平成二十一年五月二十三日
記事　一時変更

名称　新若戸道路工事若松仮航路第三号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・〇キロメートル）
北緯　三三―五四―二四
東経　一三〇―四九―一〇
撤去年月日　平成二十一年五月二十二日
記事　一時変更

名称　新若戸道路工事若松仮航路第五号灯浮標
位置
所在地　関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約一・七キロメートル）
北緯　三三―五四―一三
東経　一三〇―四九―〇六
撤去年月日　平成二十一年五月二十二日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百九号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　大槌港南防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大槌港（南防波堤外端）
北緯　三九―二一―〇七
東経　一四一―五五―二三
撤去年月日　平成二十一年五月二十五日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　調川港沖海洋牧場浮標灯
位置
所在地　調川港北防波堤灯台（長崎県松浦市）の西方約一・五キロメートル
北緯　三三―二一―四〇
東経　一二九―四二―四六
廃止年月日　平成二十一年五月二十六日

○海上保安庁告示第二百十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十五日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　大隅平瀬灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島郡十島村（大隅平瀬）
北緯　三〇―〇二―三二
東経　一三〇―〇三―〇一

変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里

変更年月日　平成二十一年五月二十六日

名称　慶良間前島南方灯標
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の南南西方約五・二キロメートル
北緯　二六―一一―一八
東経　一二七―二六―一八

変更した事項
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の南南西方約五・二キロメートル
北緯　二六―一一―五〇
東経　一二七―二六―一七
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル

変更年月日　平成二十一年五月二十六日